七三四　地すべり防止工事の完了の件　二一　二
七三五―七四八　保安林の指定をする件　二一　三
七四九　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　二四　二
七五〇―七六四　保安林の指定をする件　二四　三
七六五―七七二　保安林の指定を解除する件　二四　四
七七三―七七五　農薬を登録した件　二四89　二
七七六　農薬を再登録した件　二四89　二
七七七　農薬の登録が失効した件　二四89　六
七七八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二五　五
七七九―七八六　保安林の指定を解除する件　二五　七
七八七―七九三　保安林の指定施業要件を変更する件　二五　七
七九四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品を定める件　二六　四
七九五　保安林の指定をする件　二六　四
七九六　保安林の指定をする件　二六　四
七九七―七九九　保安林の指定を解除する件　二六　五
八〇〇―八〇四　保安林の指定施業要件を変更する件　二六　五
八〇五―八〇八　〃　二七　七

○経済産業省

九二　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　三　五
九三　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する件　三71　三七
九四　情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示　七　五
九五　輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件　一二　六
九六　輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件　一二　七
九七　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件　一二　七
九八　輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件　一二　七
九九　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　一二　七
一〇〇　外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件の一部を改正する件　一二　七
一〇一　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件　一二　七
一〇二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第七条第十項の規定に基づき、指定入札機関を指定した件　一八　六
一〇三　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　一九　五
一〇四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示　二一　五
一〇五　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　二六　六
一〇六　石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定した件　二八93　一〇三

○経済産業省、国土交通省、環境省

二七　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十条第一項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録の更新に関する件　五　四
二八　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づく登録特定特殊自動車検査機関の登録の更新に関する件　五　四
二九―三八　特定特殊自動車の型式の届出があった件　一三80　一一
三九―四三　少数生産車の型式を承認した件　一三80　一三
四四―四八　少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件　一三80　一四
四九　少数生産車の型式についての承認を取り消した件　一三80　一五
五〇　承認事業者の氏名又は名称を変更した件　一三80　一五
五一　承認事業者の住所を変更した件　一三80　一五

○経済産業省、環境省

六　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の変更の件　五　五
七　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項の一部を改正する件　七75　三五

○特　許　庁

四　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件　三　六
五　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件　二四　五